平成１８年7月２６日
東 北 電 力 株 式 会 社

東通原子力発電所１号機　燃料交換エリアにおける警報発生について（続報）

東通原子力発電所１号機（沸騰水型、定格電気出力１１０万ｋＷ：青森県東通村）は、１００％定格電気出力にて運転中のところ、平成１８年7月２４日9時０７分頃、原子炉建屋３階にあるエリア放射線モニタ５個の内、燃料コンテナ起立台付近のモニタ１個で、モニタの値が約 0.00028ｍＳｖ／時から約 0.001ｍＳｖ／時に上昇し、「燃料交換エリア放射能高」の警報（警報設定値：0.00076ｍＳｖ／時）が発生しました。

警報発生時は、原子炉建屋３階において新燃料の検査のため、燃料コンテナ起立台に新燃料を入れた最初の容器を立てる作業をしておりました。警報発生後、容器を元の位置に戻したところ、エリア放射線モニタの値は低下し、１０時３７分に警報がクリアし、元の値（約 0.00028ｍＳｖ／時）に戻りました。

当該警報設定値は、通常運転中の当該エリアの放射線レベルの３倍として設定しておりますが、今回の新燃料に係る作業により放射線レベルが上昇し、この設定値を超えたものです。今後、当該作業期間中は作業を考慮した警報設定値に変更することといたします。

また、本事象による作業員の被ばく、環境への放射能の影響はありません。

なお、本事象は、安全協定・法律に基づく報告事象ではありません。

（７月２４日お知らせ済み）

本事象の原因は、新燃料に係る作業を実施する際は当該エリアの放射線レベルが上昇することを考慮し、警報設定値を変更する必要がありましたが、警報設定値変更を行う記載が手順書になかったため、変更を行わずに作業を行ったことによるものです。

今回の事象を踏まえ、今後新燃料に係る作業を実施するにあたり、以下の再発防止対策を行うこととします。

（１）当該作業に係る手順書に、警報設定値変更を確実に実施する手順を追記します。
（２）エリア放射線モニタの警報設定値について作業を考慮した適切な値に変更します。

なお、新燃料の検査については、今後、準備が整い次第再開する予定です。

以　上